# 第4回「防府市自治基本条例推進協議会」会議録概要

- 1. 開催日時 平成29年7月21日(金)午後6時30分~8時45分
- 2. 会 場 防府市役所 4号館2階 会議室
- 3. 出席委員 8人
- 4. 傍 聴 人 1人
- 5. 概 要 (発言要旨の文章表現は、簡略化しています。)

# ◎協議事項

防府市自治基本条例 条文等に関する検討

# ○事務局

定刻になりましたので、第4回防府市自治基本条例推進協議会の会議を開催します。 まず始めに、資料の確認をお願いします。

「防府市自治基本条例 委員提出意見等(資料No.1)」というA3横の資料、それから、「自治基本条例 他市比較表(参考資料1-①)」、「矢祭町自治基本条例(参考資料1-②)」、「他市自治基本条例等の見直し状況(参考資料2)」が今回の資料になります。

委員1名の退任に伴う委員の交替について報告。

条文に関する検討を行なっていただきたいと思います。

防府市自治基本条例推進協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき協議会成立を報告。 防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条に基づき協議会を公開する旨を確認。

本日の協議会においては、資料送付の際に資料の説明に併せて今回の進行予定を入れていましたが、 第2回と第3回で委員の皆様にいただきました意見等を確認しながら、条文改正や追加といった視点で

なお、前回の会議の中で、自治会長に対して実施された、市広報に関するアンケートの結果は公表されますかという質問がありました。担当課へ確認したところ、準備が整い次第、アンケート結果を集計したものを各自治会長へお渡しするということでしたので、その旨、先日お送りした第3回の会議録に追記しています。なお、各自治会長への送付時期は8月を予定していると聞いておりますので報告させていただきます。

それでは、ここからの進行を委員長にお願いします。

# 〇委員長

今回の会議ではこれまでの意見等を参考にしながら条文について検討するということです。事務局から説明をお願いします。

# 〇事務局

それでは、本日第4回目の会議の進行から説明いたします。今回から第6回目までが「条文等の検討」

と初回の協議会の際に説明しています。前回までの第2回、第3回の協議会では条例の運用状況の検証 ということで、条例に沿った取組みがされているか、条例の運用状況は適切かという視点で様々な意見 をいただきました。

今回からは、自治基本条例第32条、条文の見直しについての解説にもあるとおり、条例がその時々の時代にあったものであるかといった視点で、自治基本条例の条文自体の改正が必要かどうかということを考えていただき、主に条文改正についての意見をいただきたいと思います。今回いただいた意見を基に、次回、さらに条文についての協議をすすめていただくことを予定しています。

協議の前に、参考資料の説明をさせていただきます。

# 【参考資料1-①「自治基本条例 他市比較表」】、【参考資料1-②「矢祭町自治基本条例」】

この表は、平成27年と平成28年に防府市の類似団体に分類されている自治体のうち、平成26年から28年の間に自治基本条例を新たに制定した自治体の自治基本条例と防府市の自治基本条例とを比較し、表にしています。類似団体といいますのは、総務省が全国の市区町村を「指定都市(政令指定都市)」、「中核市(人口30万人以上)」、「特例市(人口20万人以上)」、「特別区(東京23区)」、「その他の一般市」、「町村」の6つに分類した上で、さらに「その他の一般市」と「町村」を人口規模や産業構造で細分化し、グループ分けした中で、防府市と同じグループに属する自治体を、防府市の類似団体といいます。防府市の類似団体は平成27年4月1日時点では防府市を含めて85自治体、平成28年4月1日時点では34自治体になっています。

資料の見方についての説明を付けていますが、縦軸に条文、横軸に自治体名、条例の名称、施行日が 記載されています。左側の列に防府市の条例が記載されており、上から条文の構成、前文、第1条、第 2条・・・と続き、防府市の条例を基準として、同じ行に並べています。

全ての条文を比較するのは中々見にくいところもございますので、条文見出しを付けています。これを見ていただくと、「目的」「条例の位置付け」「定義」などはどこの自治体にも記載があるのですが、「自治の基本理念」以降の構成の仕方にはそれぞれの自治体の特色が出ています。

例えば「自治の基本原則」について会津若松市、焼津市には記載がなく、戸田市では「協働の原則」 ~「協議の原則」を「まちづくりの基本原則」として定めています。これは、防府市でいうところの「自 治の基本原則」であると同時に、「参画の推進」「協働の推進」にも関わってくるところです。

また、参考資料 1 - ②には福島県「矢祭町自治基本条例」を付けています。こちらは、前回会議で紹介があったため、参考として配付しています。自治基本条例は、各自治体で構成も表現も異なることから、単純に条文のみを比較するというのは困難かと思いますが、条例全体を通してのまとまりや、防府市に必要な条例は何かといった視点で、新しい条文や条文改正の参考にしていただきたいと思います。

#### 【参考資料2「他市自治基本条例等の見直し状況」】

こちらは、防府市と同じく平成22年度に施行された自治基本条例と、いくつかはまちづくり基本条例もございますが、その中から昨年度までに改正されたものについて、その改正内容を記載しています。

三重県亀山市の「亀山市まちづくり基本条例」については、平成24年5月1日に、地方自治法の改正により、「地方自治法の規定に基づく基本構想」としていた条文を、資料のとおり「地方自治法の一部

を改正する法律による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づく基本構想」と改め、併せて地方 自治法の改正により策定根拠のなくなった基本構想について、策定根拠を追加しておられます。

続いて、平成27年6月30日、これも基本構想に関する改正ですが、新たに「亀山市総合計画条例」を制定したことに伴い、基本構想の根拠を「地方自治法の一部を改正する法律による改正前の地方自治法第2条第4項の規定」から「亀山市総合計画条例第2条第1項」と改めたことによる改正となっています。最後、平成28年4月1日の改正ですが、これは地方公営企業法の全部適用による病院事業管理者の設置に伴い、執行機関に新たに「病院事業管理者」を追加したものです。いずれも、その他の法改正等に関連した改正となっています

奈良県生駒市の改正については、語句の変更に留まっています。なお、②の「中・長期財政計画」を「財政計画」とされたのは、この書き方では長期の財政計画もあるように見えますが、生駒市では中期財政計画しかないことから、「財政計画」と改正されたとのことです。こちらは、防府市自治基本条例では「中長期的な財政計画」と記載しています。③の実施計画については、総合計画が従来の「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層構成から「基本構想」、「基本計画」の二層構成になったこと等から改正となっています。

熊本県熊本市の改正については、「区におけるまちづくり」の章を追加し、条文追加を行っています。 熊本市は平成24年に政令指定都市となり、区ができたという変化の中で、身近な地域の特性や課題 を踏まえた自主的・自立的な区のまちづくりを区役所の拠点性をいかして推進するという条文を追加し ています。

宮崎県えびの市の改正については、平成27年に「えびの市自治推進委員会」の庶務を所管する部署が変更になったことに伴う改正と、農業委員の選出方法が選挙制と市町村長の任命制の併用から市町村長の任命制のみになったことから、農業委員を「公の選挙」及び「議員の責務」から削除したものです。

鹿児島県出水市の改正については、地方自治法の改正に伴う基本構想の策定根拠の追加と、「総合計画」という文言を「総合計画の基本構想」に変更しておられます。また、いくつかの条文で「するよう努めます」と努力義務の表現になっていたものを「します」という表現に変更しておられます。

これは、自治基本条例推進会議という条例の運用状況等の調査を行う会議において、制定当初努力義務としていたもので、実行できているものについては、努力義務は外すという意見が出たため、改正を行なったとのことです。

沖縄県石垣市の改正については、「男女共同参画の推進」、「子ども・子育て支援の推進」、「教育環境づくりの推進」、「観光振興の推進」に関する条文が追加されています。この改正は、平成25年に新たに新石垣空港が開港したことに伴い、人口増加や観光客の増加が見込まれることから、社会状況の変化に合わせた改正を行ったとのことです。

岡山県備前市の「備前市まちづくり基本条例」については、総合計画の章及び条文を追加する改正を

行っています。

新潟県魚沼市、こちらも(自治基本条例という名称ではなく)、「魚沼市まちづくり基本条例」ですが、 資料のとおり条例の位置付け、市民・市議会・市長について権利や義務、あるいは役割と、これに関連 する条文、行政運営の章を追加し、市政運営の基本原則・総合計画・財政運営・危機管理・法令遵守・ 行政手続・行政評価の条文、コミュニティについての条文を追加する改正を行なっています。

魚沼市の改正は、総合計画策定について条例で規定する必要が生じたこと、魚沼市議会基本条例が制定されたことなどの状況変化が生じていることから条文を追加されたものです。改正後の条文は、従来の考え方を継承しつつ「自治基本条例」的な内容を包含し、進化させたものになっています、と魚沼市のまちづくり基本条例検討委員会の報告書に記載されていました。

最後に、北海道北見市の「北見市まちづくり基本条例」の改正については、地方自治法の改正により、 総合計画を定義しなおし、議会の議決を経ることを新たに規定したとのことでした。

いくつかの自治体で行われている総合計画に関する改正ですが、かつては地方自治法において市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務づけられていました。しかし、平成23年の地方自治法の一部改正によってこの策定義務はなくなり、総合計画の策定は市町村の独自の判断に委ねられることとなりました。これにより、自治基本条例を改正し、総合計画の策定根拠を置く自治体があったということです。なお、防府市の自治基本条例の第13条に総合計画についての規定がありますが、現在、この条文を改正し、総合計画の策定根拠を置くことを所管課と検討中です。防府市の件につきましては、後ほど出てまいりますので、ここでは以上といたします。

### 〇委員長

ありがとうございました。資料が多く、一つ一つ読んでいただくのは大変なのですが、防府市と同じような自治体で最近制定された自治基本条例の表が大きな資料としてあります。それから、防府市と同じ時期に制定されて、その後改正された自治基本条例に関する資料を作っていただき、説明いただきました。細かい言葉の改正、地方自治法の改正に伴う改正、政令都市になったことによる改正など、法律的な改正がほとんどですが、石垣市は少し毛色が違うようです。また、魚沼市も大きく改正しておられますが、資料を見る限り、防府市の自治基本条例にも入っているような内容ですので、防府市で特に参考にしなければいけないということは無いような印象を受けています。

今の資料説明を受けて、聞いておきたいことはありますか。

### (質問無し)

では私から一点、生駒市の「市民等」を「市民」に改めたというのは何故でしょうか。どのような意味合いが込められていたのか、分かれば教えていただけますか。

# ○事務局

生駒市では「市民等」という言葉に定義がないことから、解釈が分かれることを防ぐために改正されたとのことでした。

# 〇委員長

わかりました。防府市では定義がされていましたね。

それでは、「防府市自治基本条例 委員提出意見等(資料No.1)」に沿って進めていきたいと思います。 この資料ではこれまでにいただいた意見を条文に関する意見と運用状況に関する意見とに分けて記載し てありますが、意見を確認、整理していく中で条文改正に関わる意見へつながるものもあるかもしれま せん。委員の交代もありましたので、前文から順番に見て、章ごとに整理していきたいと思います。

参考資料1の「自治基本条例他市比較表」についても参考にしていただきながら、条文の改正が必要 かどうか考えて意見をいただければと思っています。それでは、事務局から説明をお願いします

#### 〇事務局

「防府市自治基本条例 委員提出意見等(資料No.1)」に沿って、まずは前文から説明します。前文は、この条例が防府市の自治の基本を定める最高規範として、自治の基本理念や基本原則等を定める重要な条例であり、それらを明確にするために置かれています。いただいた意見については記載のとおりです。なお、「母なる川」という表現については、「佐波川清流保全条例」に『瀬戸内海に注ぎ悠久のときを流れる川、佐波川は、「母なる川」として生きとし生けるものに生命(いのち)を与え、幾多の文化と歴史を育みながら、市民生活に潤いと安らぎを与えてきた。』と記載があります。

# 〇委員長

ありがとうございました。質問、意見等ありましたらお願いします。

### (意見無し)

A委員、この意見についてはどのようにお考えですか。

# OA委員

防府の歴史が付加されるので良いと思います。

# OB委員

山については「大平山」が入っていますね。川と山と平野を代表する意味で書いてあると思われますので、そこに山をもう1つ入れるのがどうかというところですね。

#### OA委員

防府の歴史として、佐波川と右田ヶ岳の恩恵を受けてきたということがあります。(右田ヶ岳には)防 府の歴史よりも古い歴史があり、特徴のある山でもありますので、そういった意味では是非検討して欲 しいと思います。

# OB委員

大平山は防府で一番高い山であり、右田ヶ岳には歴史があるということですね。

### 〇委員長

山には歴史があり、それぞれの地域でこだわりがあるかもしれません。そのあたりも含めてどのよう に位置付けるかというところですね。

### OB委員

もし歴史を強調するならば、大平山を外して新たに右田ヶ岳を記載するか、あるいは山に関する記載が2つあっても悪くはないのかもしれませんが、あとは書き方の問題になります。例えば「母なる川」があって「父なる山」があって、一番高い山としての大平山を載せるということも、防府のまちをよく表現するという意味では良いのかもしれません。

### 〇委員長

一番初めに「母なる川」があり、次に大平山が来ている中で、「父なる山」というものをどのように記載するかは難しいですね。そのあたりは表現の問題にはなりますが、委員の皆様の意見はいかがでしょうか。

#### 〇副委員長

『「母なる川」佐波川』については先ほど事務局から紹介があり、生きとし生けるものに生命を与え、 幾多の文化と歴史を育みながら、市民生活に潤いと安らぎを与えてきたということでしたが、『「父なる 山」右田ヶ岳』というのはどのような山なのでしょうか。

### OA委員

右田が発展していく中で、佐波川と右田ヶ岳の恩恵を受けて今の右田があるということで、右田の歴 史の冒頭に来るところです。右田の歴史というのはご存知のように防府の歴史よりも古くからつむがれ てきたものです。

# 〇副委員長

『「母なる川」佐波川』のように、『「父なる山」右田ヶ岳』という表現はどこかに出てくるものなので しょうか。

# OA委員

右田の歴史の中でその恩恵を受けてきたということです。

# 〇副委員長

『「父なる山」右田ヶ岳』という表現がどこかに出てくるのであれば良いのですが。

### 〇委員長

2つあっても良いのですが、その場合の記載については少し難しいところがあるかもしれません。 「父なる山」を入れるのであれば「母なる川」から続けたいですが、それでは大平山の行き場がなく なってしまいます。

# ○事務局

事務局で調べたところ、防府市の条例の中では「右田ヶ岳」に関する記載はありませんでした。佐波川、大平山、防府平野についてはいくつか記載があり、例えば「防府市環境条例」では『私たちのふるさと防府は、中国山地に連なる大平山をはじめとする緑あふれる山々、佐波川や瀬戸内海の優れた水辺など豊かな自然環境に恵まれたまちである。』と表現されていることを紹介します。

# 〇委員長

大平山は防府のシンボルの山という形で出てはきますね。

### OB委員

(文章の)流れとしては、山は1つでしょうかね。

#### OA委員

山は1つということになればやはり大平山でしょうね。

# 〇委員長

その他、意見はありませんか。

### OA委員

自治基本条例ですから、B委員の仰るように、山は1つで良いかもしれません。

### OB委員

もし入れるのであれば、歴史との関連から、1行目ではなく2行目以降に入れるのはいかがでしょうか。周防の国府があった時分には右田ヶ岳は何か(文献等に)出てくるのでしょうか。

# OA委員

それより前の時代からの話になります。

# OB委員

例えば 2 行目の頭に『「父なる山」 右田ヶ岳に人々が集い・・・』 であるとか、『「父なる山」 右田ヶ岳

に集落を構え・・・』というようなイメージでしょうか。自然を語る部分に乗せるのであればやはり大平山ということになると思いますが、防府の歴史を語る上で重要ということであれば、むしろそちらに記載することを考えてはいかがでしょうか。

### OA委員

表現の問題になってきますので、あまり無理はせずに事務局に一任しましょう。

#### 〇委員長

A委員の歴史に関する思いもありますので、ひとまず検討ということで事務局のほうで検討していただくということでよろしいでしょうか。

# (異論無し)

では、続いて第2章について事務局から説明をお願いします。

#### 〇事務局

第1章では、条例の目的、位置付け、条例に出てくる用語の定義について定めています。

第1条に目的規定を置くことで、条例の概要が理解又は推測され、また、個々の規定の解釈にあたっての判断にひとつの方向性を与えています。

第2条では、この条例が防府市の最高規範であると定めています。この条例でいう最高規範性とは、 法形式上の優劣関係として規定しているものではなく、自治の基本理念や自治の主体としての市民及び 市民等の権利や責務、市民の信託に基づく自治体運営のあり方などを規定することによって、理念的に 他の条例を規律する上位規範として位置付けています。

第3条では、条文の中での「この言葉はこのような意味で使います」ということを定めています。

### 〇委員長

ここは運用状況の検証の際には特に意見はいただいていないと思いますが、もし意見の漏れや新たな 意見などがありましたらお願いします。

### (意見無し)

では、続いて第2章について説明をお願いします。

#### 〇事務局

第2章では、自治の基本理念と基本原則を定めています。

第4条は自治の基本理念として、防府市における自治を確立するための根幹となる考え方を明らかに し、市民が自治の主体であること、市議会及び市長等は市民の信託にこたえ、自治を推進しなければな らないこと、またそれに当たっては市民一人ひとりの人権が尊重されなければならないとしています。 併せて、地域の歴史および文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと、地方分権が進む中で、地方 自治体はますます「自己責任」「自己決定」が求められることから、自主的かつ自立的に市政運営を行う ことを自治の基本理念として定めています。

第5条では自治の基本理念を踏まえ、前文にもあるとおり、市民等が自らの責任において参画するとともに、協働してまちづくりに取り組むこと、また、市民等の参画や協働を一層進めていくためには、市民等、市議会及び市長等のそれぞれが市政に関する情報を共有する必要があることを自治の基本原則として定めています。

# 〇委員長

第2章についてもこれまでに特段意見はいただいていませんが、何か意見等ありますか。

# (意見無し)

では、続いて第3章について説明をお願いします。

#### 〇事務局

第3章では市民及び市民等の権利・責務について規定しています。

第6条では市民及び市民等の権利として、第1号で市民には地方自治法で規定されている「住民の権利」を改めて「市民の権利」としています。第2号では地方自治法に直接明示されていない「参画する権利」を示し、また、市民等が市政に参画する前提として市民等には「市政に関する情報を知る権利」があるとしています。第3号では市民等が適正な行政サービスを受ける権利を有することを定めています。受給できるサービスの対象者や内容等については、法令をはじめ、条例、規則等で個別に規定されます。

第2号と第3号では市民等として、市民に加えて市内で働く人や事業活動等を行う人も含めた権利について定めています。

第7条では第6条に規定する権利に伴う市民等の責務として、市民の責務と市民等の責務を定めています。主体的に果たすべき責務として定めていますので、例えば第1号の規定で「参画するよう努めるものとします」とされていますが、参画しない、またはできない市民が、参画しなかったことにより不利益を受けてはならないということが解説に記載されています。

また、市民等が参画又は協働するときには自らが自治の主体であることを自覚し、発言や行動に責任をもつこと、第6条に定める適正な行政サービスを受けるためには法令等の定めるところにより、応分の負担を伴うことを規定しています。

#### 〇委員長

他市の見直し状況の中でも、努力義務を外した改正がありましたが、ここで「努めるものとします」 とした意図としては、主体的に果たすべきという考えがあるようです。第3章について意見はあります か。

# (意見無し)

では、続いて第4章について事務局から説明をお願いします。

# ○事務局

第4章では、市議会の役割と責務及び市議会議員の責務について規定しています。

市議会の権限については地方自治法に規定されていますが、第8条では市議会の基本的役割と責務を 改めて規定することによって、市議会の機能の重要性を明らかにしています。

第9条では市議会の議員に対し、市民の信託に応えるため、誠実に職務を遂行することを責務として 規定しています。選挙で選ばれ行動する議員の果たす役割は、円滑に市政を運営していくうえで大変重 要であり、市民の信託にこたえるため誠実に職務を遂行することとしています。

### 〇委員長

こちらも、ここまで意見は出ていませんが、いかがでしょうか。

# (意見無し)

では、続いて第5章についてお願いします。

# 〇事務局

第5章では、市長と執行機関の役割と責務、及び市の職員の責務について規定しています。

市の執行機関の義務については地方自治法で規定されていますが、第10条では「市長の役割と責務」として、市長は直接選挙で選ばれ行政運営に当たる市の代表者として、公正かつ誠実に職務を執行しなければならないことを改めて明記しています。また、市長は市長の補助機関である市の職員の能力向上を図らなければならないとしています。

第11条では、執行機関の役割と責務として、市長を除く執行機関にはそれぞれ権限があり、重要な職務を担う組織であるので、それぞれの判断と責任において、その所掌事務を執行することを規定しています。市長を除く執行機関とは、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。(地方自治法第180条の5に規定される執行機関)

第12条では、市の職員の責務について規定しています。市長の補助機関として行政運営を実際に行っているのが市の職員です。市の職員は、憲法や地方公務員法にも定められているように、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を執行すること、また自己啓発に努めること等も規定されています。

#### 〇委員長

第5章についてはいくつか意見をいただいていますが、これらの意見は条例を運用する際に、具体的にどうすべきかといった意見のようです。条文に加えた方が良いであるとか、条文を改正すべきといった意見がありましたらお願いします。

# OB委員

「第12条 市の職員の責務」について、他市の自治基本条例では、「適切に」という言葉が入っています。防府市の自治基本条例にも、第12条第1項の「公正かつ誠実に」のところを「公正、誠実かつ適切に」としてはいかがでしょうか。

### 〇委員長

確かに、静岡県焼津市の条例の中には「適切に」という記載がありますね。あとは、埼玉県ふじみ野市の条文に「効率的及び効果的に」とあります。この意見について何かありますか。

# 〇A委員

幅が出て良いのではないですか。

### OC委員

私は、言葉としては「誠実に」の方がきれいな印象を受けます。

### OB委員

「誠実に」も残します。

#### OC委員

より分かりやすくということであれば追加しても良いのですが、私は「誠実」の中に「適切」も含まれていると捉えました。

#### OB委員

含まれているという解釈がきちんとできますか。悪い言葉ではないので、入れた方が早いと思います。

### 〇委員長

言葉をどう解釈するかということは、それぞれの読み手によりますので、「誠実」の中に含まれると解釈される場合もありますが、B委員の意見としては「適切に」を入れた方が良いということですね。

### OB委員

時代が変わってきていますので、そのときどきの状況に合わせて、適切に対応していかなければいけません。決まりがあるからその通りにやっていたのでは市民のためにならないこともあります。そういう意味で、「適切に」は必要だと思います。

# OA委員

原則は必要ですが、原則だけではいけないということですね。

#### 〇委員長

状況変化に適応していくという意味ですね。勿論、そういう要素がないわけではなく、第12条第2項に「市の職員は、自己啓発並びに職務に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければなりません。」 とありますが、そういったところを第12条第1項にも明示した方が良いという意見ですね。

### OD委員

「公正」、「誠実」というのは、言葉として似ていると思うのですが、「適切」という言葉は意味合いが 違うと思います。適切という言葉の意味も分かりますが、ここはこのままでも良いと思います。

# 〇委員長

状況に応じて適切に対応するということについても、全体の中で表現されていると読めないこともない、といったところでしょうか。

### OB委員

第12条第2項は職員個人の問題ですが、第1項は職務執行全体に係るものです。

### 〇委員長

事務局から何か補足等ありますか。

#### 〇事務局

第14条に「市長等は、その組織が市民等にわかりやすく、効率的かつ機能的なものとなるよう、また、社会経済情勢の変化に的確に対応するよう、常に見直しに努めなければなりません。」と記載されています。社会情勢の変化に適切に対応した職務執行という意味では、このあたりも関連してくるのではないかと思います。

### 〇委員長

ここでは「市長等」が主語になっていますね。

#### ○B委員

問題は末端の職員がどう対応できるかということではないでしょうか。

# OC委員

定義としては「市長その他の執行機関」とありますので、職員の方も含まれることになります。

# OB委員

職員も含まれるということですね。

# 〇事務局

「公正かつ誠実に職務を執行」という表現は地方公務員法などの法律から引用しているのではないか

と思われますので、一旦事務局で持ち帰って確認させていただき、次回報告させていただきたいと思います。

### 〇事務局

今議論されているのは第12条のところですが、「公正かつ誠実」という表現は第10条、第11条にもあります。第10条は市長、第11条は市長を除く執行機関、第12条は市の職員といずれにも公正かつ誠実にと入っていますので、第12条について「適切」という言葉を入れるとすると、第10条、第11条についても検討してみないといけないと思いました。第12条のところが地方公務員法からきているとすると、第10条、第11条は地方自治法であるとかそのあたりから来ているのかもしれません。事務局で検討するうえでは、そのあたりも併せて検討しなければいけないと思いましたので、申し上げておきます。

### 〇委員長

静岡県焼津市では、職員は「公正、誠実かつ適切に」ですが、市長、市長等については「公正かつ誠実」と表現されていますね。一旦、事務局で検討していただき、また次回以降、検討結果を踏まえて議論いただきたいと思います。その他、意見等ありませんか。

### (意見無し)

それでは、第6章についてお願いします。

# 〇事務局

第6章は総合計画についてです。

総合計画は、本市の目指すべき将来像を描くもので、最も基本となる計画であり、第6章では総合計画が自治基本条例の趣旨に沿ったものであること、多くの市民等の意見を取り入れること、また、市長は総合計画に基づき、行政運営を行うことを規定しています。

また、個別計画の策定に当たっては、防府市の最上位の計画である総合計画との整合性を図り策定されなければならないとしています。

### 〇委員長

実際の運用の中での意見が出ていますが、条文の修正を含めた意見、あるいは追加の意見等ありませんか。

# OA委員

市民の意見を取り入れるという意味では、2年に1回地区懇談会をされています。それには多くの市 民が参加しています。

# 〇委員長

そのあたりは別個の条例があってそれぞれで議論されています。ここで条例の中に入れた方が良いという意見があればいただきますが、運用に関する意見だという扱いでよろしいですか。

# (異論無し)

それでは、第7章についてお願いします。

### ○事務局

第7章は条文が多いため、2つに分けて説明します。

第14条では市長等の組織の基本的なあり方について定めています。市長等の組織は、既存の組織の 枠に捉われることなく横断的に相互が連携し、効率的かつ機能的なものとなるよう常に組織の見直しに 努めることとしています。

第15条は情報の提供及び公開として、第5条で規定している「自治の基本原則」である市民との情報共有について、市長等の姿勢と情報公開制度について定めています。第6条の市民の「情報を知る権利が保障され、市政に関する様々な情報が十分に公表または提供されることは市民等が参画する前提条件となります。市長等が積極的に情報を公表又は提供することで開かれた市政を実現することを定めています。

第16条では、情報の中でも個人情報は特に慎重な取り扱いが求められることから個人情報の保護を 適切に行うことを規定しています。防府市個人情報保護条例に基づき個人の権利や利益の保護が図られ るとともに、自己に係る個人情報の開示や訂正等を請求することを「権利」として保障しています。

第17条では、市長等が市民等に対して政策形成、実施、評価の各過程において、その過程、内容等についてわかりやすく説明しなければならないこと、そして市民等から意見や要望を受けた場合の応答責任について定めています。

また、意見としていただいている提言箱の設置場所についてですが、担当課に確認したところ、市役 所設置の提言箱は毎日、公民館等については1週間に1回、投函確認をする必要があるため、設置場所 にある程度制限があるとのことでした。

# 〇委員長

こちらも、これまでに運用に関する意見が出ていますが、何かお気づきの点等ありますか。

# (意見無し)

では、第7章後半の説明をお願いします。

#### 〇事務局

第7章の後半について説明します。

第18条では行政運営の透明性を高め、市民等の市政への関心が高まることを期待し、行政評価を行

い、その結果をわかりやすく公表すること、また、行政評価の結果を次の政策等に反映させていくことは、効果的かつ効率的な行政運営を進めるとともに、総合計画の進行管理や予算の編成などに活用する ための重要な仕組みとなるため、ここに定めています。

第19条、行政手続制度は公正な行政運営と市民等の信頼を確保するための重要な制度であることから、市長等は市民等に対し、申請を審査する際の基準や審査に要する標準的な日数を事前に公表する等の、行政手続制度の整備を図ることを定めています。

第20条では、コンプライアンスは行政においても重要であるため、行政運営に携わる者は、多岐に わたる法令等を遵守するとともに、違法行為等があった場合には早期に発見し是正する庁内体制を整備 することを規定しています。

第21条の公益通報とは、市政の運営における法令違反等の事態を防止し、あるいは損失を最小限に抑え、公正な職務の執行を最大限確保するためのもので、公正な行政運営と市民等の信頼を確保するための重要な制度であることから自治基本条例において定めております。公益通報を行った職員がそれを理由に不利益な扱いを受けないよう保障することも規定されています。

第22条の政策法務ですが、市長等は、市民のニーズや地域の課題に対応するため、条例や規則を制定、活用するとともに、法令の調査研究を重ね、従前の通達に基づく行政運営ではなく、法令の趣旨や目的を自治体の視点から自主的かつ適正に解釈するといった「自治解釈権」による運用をし、行政の課題に対応した政策を実現するよう、政策法務を推進することとして定めています。

第7章の最後、第23条は危機管理についてです。市長等は「災害等の不測の事態」に備え、市民等の身体、生命等の安全性の確保は行政の基本的かつ重要な役割であることを本状例に定めることによって明らかにし、市民等と市長等がそれぞれの役割を担い連携を図りながら社会全体の危機管理体制の整備に努めることを定めています。

また、B委員から「社会情勢にあっていない条例や規定について常に見直しを行うことを条文で規定できないでしょうか。」という意見に併せて「防府市老人憩の家設置及び管理条例」について、「老人」という言葉や事業内容が時代に即していないと感じるので、施設の活用を含めて見直してはどうかという意見をいただきました。このことについて、担当課である高齢福祉課に照会しましたので、回答を紹介させていただきます。

本市においては、公共施設の老朽化や耐震化への対応に加え、少子高齢化の急速な進行による人口構造の変化や市民ニーズを的確に把握し、公共施設を有効に活用していくことが求められており、公共施設の最適化を計画的・効果的に実現する公共施設マネジメントを実践する必要があります。

そこで、平成27年度に「防府市公共施設再編計画」を策定し、これに基づき、公共施設の再編に取り 組んでいくこととしています。

老人憩の家につきましては、小学校・中学校や公民館に余剰スペースがある場合には、そのスペース を活用した複合化の可能性、また、地域住民を指定管理者とした管理運営が行われていることを踏まえ、 自治会等の地域活動に使用されることが多い場合には、地域団体への移管の可能性など、今後のあり方 を地域住民のご意見を伺いながら検討することとしています。

こうしたことから、「老人憩の家設置及び管理条例」の見直しにつきましては、公共施設マネジメントを 推進していく中で、その内容等を検討したいと考えています。

以上が担当課からの回答です。個別条例に関することですので、ここでは紹介のみとさせていただき

ます。

### 〇委員長

運用に関する意見が中心ではありますが、第22条については見直しの規定を入れてはどうかという 条文に関する意見がありました。老人憩いの家に関する回答は、実際の施設の運用を今後どうして行く かという視点での回答でした。前回の意見としては、言葉の概念そのものを見直したほうが良いという ことだと思っていましたが、いかがでしょうか。

# 〇事務局

実際の施設の運用に併せて、条例も見直していくということです。

# 〇E委員

第20条の法令遵守ですが、他市条例との比較表では、これを掲げているところはないようです。防 府市でこれを掲げているということは、体制整備するという強い思いからあえてこれを掲げたというこ とでしょうか。

### 〇事務局

ご指摘のとおり、あえて規定したものになります。その他の条文についても、自治の最高規範ということで、改めてこの条例の中に規定しているところもあります。

#### OB委員

第23条の危機管理についてですが、防府市では市のことにしか触れていませんが、埼玉県ふじみ野市では市民そのものの心構えについても規定しています。いざ災害が起こったときに、全て市にお任せということでは、被害を抑止することは出来ないと思います。日頃から市民がそういう意識をもって防災対策に努力する姿勢をもつことが大切だと思いますので、市民の心構えなどについて規定することを検討してはいかがでしょうか。

#### 〇委員長

静岡県焼津市でも、「市民」というところが入っていますね。防府でも大きな災害がありましたが、特に関東のほうでは大規模地震の懸念ということが随分前から言われていますので、そのあたりはセンシティブ(微妙で慎重を要する、感覚が敏感)な領域になろうかと思います。

# OE委員

私もこのあたりに引っかかっています。後段にも出てきますが、地域コミュニティに件について以前お話しました。この件についてはまた別個の対応をということではあったのですが、私達が青少年関係の活動をするにしても、子育てと防災は避けて通れないテーマだと思います。何かにつけて防災を入れていくという発想でないと、防災だけでは人は中々集まりません。ですから、今言われたように「市民は」というものを入れて地域の交流に努めていくことが地域コミュニティ構築への近道だと思いますの

で、こういった表現も取り入れてみてはどうかと思います。

# 〇委員長

今の趣旨に沿って、もし条文を変えるとすると、ここに入れるのが良いのか、それとも地域コミュニティのところに入れるのが良いのでしょうか。

# 〇E委員

まずはここに入れてもらうことが一番重要です。災害のこととは別に地域コミュニティについて考えることも大切ですが、まずはここに入れることが、地域コミュニティの役割にもつながってくると思います。

# OD委員

市民の責任や行いは第7条の市民等の責務のところになります。章立てとして、第23条は行政運営に関してとなっていますので、行政運営のところに市民の責務的な内容を入れることが良いかは分からないのですが、より市民の意識を高めようとするなら、第3章に入れるほうが良いのではないでしょうか。

# OB委員

市民の生命や財産に一番直結するのは危機管理ですね。

#### OD委員

もし市民等の責務に入れれば、より自助、共助の部分が強まるのではないかと思いますし、行政運営 の危機管理の部分に入れると、公助の部分が見て取れるかと思います。

### 〇委員長

行政運営という項目なので、入れるとすると、むしろ市民の責務のところに統合して防災のことについて入れた方が良いのではないかという意見ですね。

# 〇E委員

他市条例では、どのような項目の中に入っているのでしょうか。一番は危機管理についてはっきり書いて欲しいというところで、内容としては「市民」と書いてあった方が、インパクトが強いと思います。

# ○事務局

他市比較表の一番始めの構成欄に記載がありますが、埼玉県ふじみ野市で言うと、「市政運営」の項目に入っています。

# 〇委員長

静岡県焼津市は危機管理で独立、福島県会津若松市では市政運営の中に市民等として記載されていま

す。このように、市政運営の中の危機管理の条項に市民等の責務に関する条文を入れているところもありますし、危機管理を1つの章として位置付けているところもあるということですね。先ほどのE委員の意見は、市政運営の中に市民等の責務の一環として位置付けた方が良いのではないかということでした。どういう位置付けが良いのかということについては担当部局のほうにも照会をかけていただく必要があると思いますので、意見を色々と出していただき、整理をして、次回また議論したいと思います。

# OD委員

危機管理を章にすることは大変なことなのでしょうか。

### 〇事務局

条文の改正であるとか、章立てを変えるというような意見が出た場合については、協議会としてその 必要性や理由を提言書の中にまとめていただければと考えています。

#### 〇委員長

災害、特に風災害、豪雨災害に対しては西日本ではどこの自治体もセンシティブにならざるを得ないという状況があります。そのあたりは、市民の生命、財産、安全を守るという意味で非常に重要ですので、(条例に)位置付けた方が良いのではないかという意見ですね。今、危機管理についてはいくつか意見が出ていますので、どういう位置付けにしたら良いのかということを含めて、担当課に照会していただき、整理していただくということでよろしいですか。

条例や規定の見直しに関する意見についてはいかがでしょうか。第22条では「市長等は、市民ニーズや地域の課題に対応するため、法令を自主的かつ適正に解釈し、運用するとともに、条例及び規則の整備に努めるなど、政策法務を推進するものとします。」とあります。簡単に考えればこの「整備」という言葉を「見直し」に変更するという考え方もありますが、「整備」の中に今足りないものを補っていくことや見直していくことも含まれると考えれば「整備」のままとすることも考えられます。

### OB委員

「整備」の前に「適切な」と入れてはいかがでしょうか。「適切な」を入れればそのあたりが含まれるように思います。

#### ○事務局

条例や規則の見直しについては、実際に法務推進課として行なっていることがありますので、紹介します。

自治基本条例が出来て、この条例が自治の最高規範ということになりますと、当然ながら他の条例との整合性が取れているかという問題が出てきます。そこで、年間に4~5つほどの条例について担当課と協議を重ねながら、自治基本条例と整合しているか、効果があがっているか、改正の必要性はないかを確認し、必要な整備を行なっています。なかなか数をこなせないので、これから長い時間をかけていくことになろうかとは思いますが、そうした取り組みを行なっています。

また、条例や条文の規定そのものが社会情勢や国の制度にあっているかということについては、ルー

ティンワーク(定常作業、日常の仕事)としてやっていかなければいけない部分ですので、条例改正や 規則の改正の審査の際に、担当課と議論をして、変えられるものは出来るだけ変えていくようにしてい ます。担当課からも、条文の変更の話を持ち込まれることがよくあります。ですから、全てが完璧に整 備されているという状態ではないのですが、日常的に、出来るだけ気をつけて整備しているところです。

### 〇委員長

現行の「整備」という表現の中で、今のような取り組みをされているということですね。これについては、(現行のままで) よろしいですか。

### OB委員

そういったことをされているということであれば良いです。

### 〇委員長

では、ひとまずここは現行としておいて、検討していく中で、やはり条文に入れた方が良いという意 見がありましたら取り上げたいと思います。その他、意見等ありますか。

#### (意見無し)

では、第8章の説明をお願いします。

#### 〇事務局

第8章は「財政」として財政運営と財政状況の公表について定めています。

第24条では、市が自主的かつ自立的な自治体としてこの条例の目的の実現に向けて最大の機能を発揮するためには、財政が健全であることが必須の要件であるとして、市長が総合的な財政状況を的確に把握し、中長期的な展望にたって財政計画を策定するとともに、新しい自主財源の確保などにより財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営に努めること、また市の財産は常に良好な状態で管理し、目的に応じて効果的に活用することと定めています。

第25条は財政状況の公表として、市では地方自治法及び「防府市財政状況の公表に関する条例」に基づき、歳入歳出予算の執行状況、借入金の状況、市有財産の保有状況等を市広報や市のホームページで公表しています。条例では市民等に分かりやすい資料を作成し、公表することを定めており、市長は正確な財務諸表を作成の上、的確な分析を行うことによって、最新の財政状況を把握するとともに、社会経済情勢の動向を踏まえた中長期的な見通しを立て、市民等に分かりやすい形で公表し、透明性の高い計画的かつ健全な財政状況を図るものとしています。

# 〇委員長

第8章については、これまでには特段の意見はないようですが、何か意見等ありますか。

#### (意見無し)

では、第9章について説明をお願いします。

#### 〇事務局

第9章では、参画及び協働の推進に関する条文を記載しています。参画及び協働の推進に関する詳細な規定については、平成25年施行の「防府市参画及び協働の推進に関する条例」に定められています。

第26条では、参画の推進について定めています。参画とは、「政策の形成、実施及び評価の各過程に 自主的にかかわること」と第3条で定義しています。市では「防府市参画及び協働の推進に関する条例」 に参画の手法として「パブリックコメント」、「審議会等」、「意識調査」、「公聴会等」、「ワークショップ」 を挙げ、これらの制度を充実させ、市民等が参画しやすい環境づくりを整備することとしています。

第27条では、特に重要な条例の制定、又は改廃及び特に重要な計画の策定又は改廃をするときは市 民等の意見を求め、意見を考慮し、意見に対する市長等の考えを公表することを規定しています。特に 重要な条例とは、市政に関する基本姿勢を定め、又は市民又は市民等に義務を課し、もしくは権利を制 限することを内容とする条例を指しています。また、特に重要な計画等とは、市の総合計画及び市政の 各分野における政策の基本的な事項を定める計画や大規模な公共事業の実施に係る基本計画等をいいま す。一般的に市民等に意見を求める手法としては「パブリックコメント」がありますが、説明会や公聴 会等、いろいろな意見を聞く機会をもち、多様な方法で市民等の意見を聴取することを定めています。

第28条では市の執行機関が設置する審議会等の運営について、委員の選任について幅広く人材を登用することや、公募について規定しています。また、市政の透明性を確保し、より開かれた市政を推進するためには、審議会等の会議については原則公開することとし、会議録も原則公表とすることも規定しています。いただいた意見についてですが、委員構成については個別条例(参画及び協働の推進に関する条例)に規定があるほか、詳細に関しては審議会等の設置及び運営に関する要綱、指針を庁内に示し、実際の運用を行なっています。

第29条では住民投票制度について定めています。

住民投票制度は市の将来に重大な影響を与える政策事項を対象としており、住民ニーズをより適切に 市政運営に反映させるために、場合によっては住民が直接その意思を表明できる制度です。こちらについては、記載のとおり意見をいただいています。

第30条は協働の推進として、市民等と市議会及び市長等はさまざまな分野で活発化している市民活動の重要性を認識し、市民を主体とする自治を推進するため、お互いの理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組むことを定めています。

第2項の「地域コミュニティ」とは自治会などの地縁型の活動組織をいい、「市民活動団体」とはNPO活動やボランティア活動などを行うことを主たる目的とする団体をいいます。市議会及び市長等だけでは解決できない地域の多様な課題を地域の市民同士の自主的な活動や市との協働を通じ解決することは、地域の活性化に繋がることと思われます。協働に当たっての市長等の支援のあり方は、自主性・自立性を損なうものであってはならないとしています。これまでにいただいた意見については記載のとおりです。

# 〇委員長

参画と協働の推進ということで、ある意味ではこの条例の中でも非常に重要な部分かもしれません。 意見については運用に関する部分が中心で、第28条と第30条のところに「●」(条文に関する意見等) がついていますね。

第28条の審議会の委員構成については、参画協働の分野の協議会でも似た意見が出ているようです。 個別条例のほうで議論がなされ、意見が出ていることについて自治基本条例にのせていく必要があるか どうかというところだと思いますが、いかがでしょうか。

### OB委員

埼玉県ふじみ野市では「市長等は、委員等の選任に当たっては、男女の比率及び年齢構成等の多様性に配慮するものとする。」と規定されています。防府市の条例でも「委員を選任するときは、委員構成における中立性の保持に留意する」とありますので、「中立性の保持及び多様性に留意する」などとすれば良いのではないかと思います。

### 〇委員長

参画及び協働の推進に関する条例の中ではどのように規定されているのでしょうか。

#### 〇事務局

参画及び協働の推進に関する条例では第14条が審議会等の設置及び運営の条項となっており、委員構成については第1項において「市長等は、審議会等の委員を選任するときは、原則として、その一部を市民等から公募するものとし、公募しようとするときは、選考要件を公表するものとする。」、第2項において「市長等は、審議会等の委員を公募により選考するときは、男女比、年齢構成、地域構成、他の審議会等の委員との兼職状況等に留意し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。」と規定しています。

### OB委員

それは公募に限った規定です。(参画及び協働の推進に関する条例では)委員そのものの比率については規定されていません。

### 〇委員長

審議会は公募だけではありませんよね。審議会の委員の構成については、公募だけの規定でしょうか。 通常、どこの会議でも全体の構成の中で、例えば女性の数であるとかそういった規定がありますが、そ のあたりはどうなっているのでしょうか。

# 〇事務局

「審議会等の設置及び運営に関する要綱」というものが定めてあり、そちらに委員の選任に関する規 定があります。こちらは公募に限らず審議会等の委員構成について遵守すべき基準を定めています。

# 審議会等の設置及び運営に関する要綱第4条第1項

審議会等の委員の構成又は選任は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。ただし、法令等による職の定めがある場合又は専門的な知識や経験等を有する者を任命する場合その他特別な事情がある場合は、この限りではない。

- (1) 審議会等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。ただし、職を指定した選任は、原則として、認めないこと。
- (2) 市行政の政策形成過程に市民が参画する機会を確保するため、原則として委員の一部を市民から公募すること。
- (3) 特定の年齢層に偏ることのないよう幅広い年齢層から選任すること。
- (4) 特定の地域を対象とする政策等に係る審議会等の場合を除き、委員構成が特定の地域に偏ることのないよう努めること。
- (5) 市議会議員及び市職員は、特に必要がある場合を除き、委員に選任しないこと。
- (6) 女性委員の登用については、「防府市男女共同参画推進計画」に基づき、その登用割合が32%以上になるよう努めること。
- (7) 委員の推薦を各種団体へ依頼する場合は、その団体の代表者に限らず、審議会等の所掌事務にふさわしい知識や経験を有した者の推薦が得られるよう配慮すること。
- (8) 委員の任期は、原則として、2年以内とすること。
- (9) 委員を再任する場合は、原則として、その在任期間が通算10年を超えないこと。
- (10) 委員がその職責を十分果たし得るよう、同一委員が就任することができる審議会等の総数は、原則として、最高3とし、特別な事情がある場合でも5を上限とするよう努めること。
- (11) 審議会等の委員数は、20人以内であること。ただし、法令等に定めがある場合その他特別な事情がある場合は、この限りではない。

# OB委員

要綱ということは、条例より下ですよね。それより上位の条例で規定されていなければいけないのではないでしょうか。

#### ○事務局

第28条には「原則として」という文言をつけていると思います。様々な審議会がある中で、全てが同じ水準で審議をするような性質のものではありません。中には、非常に専門性を求められるものや、報酬の基準や財産の処分など、特殊な内容を審議するものもあります。そういった場合には、なかなか一般公募が難しいという場合があります。そういった意味でここに「原則として」と入れています。条例で一律の基準を定めてしまいますと、審議する内容によっては、(基準に沿って)審議会を構成できない、あるいは非常に難しいということもありますので、そのあたりも考慮していただければと思います。

#### 〇委員長

そういう個別性に配慮して要綱で定めているということですね。自治基本条例では原則的なことを規 定することが標準的な考え方だと思いますので、個別の運用などを決めることは個別条例、あるいは要 綱で対応しているということでしたが、いかがでしょうか。

# (意見無し)

そのような運用をせざるを得ないと思いますので、ここはよろしいですかね。

では、第30条についてですが、こちらの意見についてもやや具体的な内容ではありますが、現行は「市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。」となっています。原則論としてはコミュニティセンター等も含めて、その自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するというような規定になっています。

### OC委員

例えば静岡県焼津市では「まちづくり市民集会」とあるように、他市では推進に関する手段について 規定されているところもあります。防府市の自治基本条例では、協働に取り組んでいく手段の部分につ いてイメージがしにくいように思います。どう取り組んでいくのかというところで、防府市の規定はあ まりにも大枠過ぎるという気がします。

#### 〇委員長

静岡県焼津市は他市と比べても少し特異な規定がされていますね。個別に市民集会が位置付けられていて、そのために条文がつけられている。また、「まちづくりサポーター」というものも位置付けられていて、先ほど仰ったような、具体的手段が規定されています。

# 〇事務局

参画・協働の具体的な取り組みについては、参画及び協働の推進に関する条例に定められています。

#### 〇委員長

防府市は、自治基本条例の規定は簡易かもしれませんが、(自治基本条例と参画・協働条例の)両方の条例を持っているという点で非常に珍しいケースだと思います。通常は「自治基本条例」か「市民参画条例」、あるいは「協働のまちづくり条例」といった名称の条例をつくります。防府市では、「自治基本条例」に加え、更に「参画及び協働の推進に関する条例」をつくっているということで、考えようによっては非常に熱心に取り組んでいるということになろうかと思います。

コミュニティセンターについてはいかがでしょうか。

こちらも、名称が変わったり機能や位置付けが変わったりすることもありますので、あまり具体的なことを入れないほうが良いのかもしれません。その他、意見等ありますか。

# (意見無し)

それでは、ここは条文の改正はしないということでよろしいでしょうか。それでは、次の第 1 0 章について説明をお願いします。

### ○事務局

第10章では国、県等との連携と、条例の見直しについて規定しています。

第31条「国、山口県及び他の自治体との連携」では、自治の基本理念で定める自治の自立性を確立するため、市政運営にあたっての姿勢を定めています。地方分権改革により、防府市は国及び県とは上下関係ではなく、対等で相互に連携、協力する関係であることが明らかにされています。このことから、国や県の制度についても必要に応じて改善等の提案をしていくこと、また、地方分権改革の推進においては、より効率的な市政運営を進めるため、山口県やその他の自治体との間で人材交流や情報共有を図るとともに、近隣自治体と様々な分野で広域連携に努めることとしています。

第32条は、本条例の見直し規定になっています。市民自治の推進状況や社会経済情勢の変化等を考慮して運用状況の点検を行う等、この条例がその時々の時代にあったものであるよう、この条例の見直 しについて検討し、必要な措置を講じることを義務付けています。

### 〇委員長

ひとつだけ私から意見なのですが、第32条について、防府市では「4年を超えない期間ごとに」見直していくということのようです。条例の見直しということで議論いただいている士気を落とすような意見ととられると申し訳ないのですが、こうした基本条例の条文というものは、あまり頻繁に変えたりしなければいけないという類のものではないようにも思うわけです。他市条例を見ると、2市では4年を超えない期間ごとに、2市では適時見直すという取扱いになっています。私は後者の取扱いで良いのではないかと思います。防府市の条例はとてもよく出来ていると思いますし、もちろんそれは他市のものもそうです。こういう条例は、それぞれ個性はありますが、きちんと理念をうたって、原理原則をうたっていますので、大きく変更するということはあまりないだろうと思います。重要なことは、条文を変えることよりも、条例が政策にいかされ、血肉化することです。それはそれぞれの部署や個別条例に即して見直しをしておられますので、4年という期間を設けなくても良いのではないかと思うのですが、委員の皆様はどのようにお考えでしょうか。

### OD委員

この条例をつくったときには、市長任期に合わせての4年ということでした。(市長の交代がないので) 今は安定していますが、市長が変わるたびに施策と照らして見直したほうが良いのではないかという発 想で「4年を超えない期間ごとに」というかたちになっています。時代の流れや社会情勢等を考えた上 で適時見直しというかたちに変更するのであれば良いと思います。

# 〇副委員長

私もこの条例ができるときから関わってきました。2年間かけて議論し、1回見直しを行い、今回が2回目の見直しになりますが、やはり自治基本条例そのものの文言を変えなければいけないということは、他の法令や名称が変わったときに自然に変わっていくことが基本ではないかと思います。この会は、「自治基本条例推進協議会」なのですが、条文を変えなければいけないという気持ちではなく、条文があって、どのように基本条例に沿って(自治を)推進していくのか、そこにどのような課題があって、どのように進めていけば良いかということを話し合い、その意見を行政に反映していただくという役割

もあるのかなというふうに思っています。ですから、文言自体は変わらなくても、話し合って出てきた 意見というものは担当事務局を通して有効に進めていただき、課題が解決するようになればと思います。

### 〇委員長

条文そのものというよりも、「O」(運用状況等に関する意見等)にあるような意見が出てくること自体に意味があるということですね。市民がこういう条例に常に関心を持ってより良い市政にしていくよう、こうした協議会を通じて意見を言うということが大事だという意見だと思います。そういう意見がありましたら、このまま「4年を超えない期間ごと」で続けていっても良いと思います。どうしても(見直し条項に)年数を付けると、外発的に見直さなければいけないという意識になってしまうので、どうだろうかと思ったところでした。では、この部分についてはつくったときの思いもあるということで、このままにしたいと思います。

それでは、資料の最後のページについて、事務局から説明をお願いします。

#### 〇事務局

それでは、新規条文・その他運用状況等に関する意見等について説明します。

「表彰に関する規定がない。(表彰)条例を定めているところがあるが、防府市は規則のみであり、規則は議会をとおらない。(表彰条例の規定または個別条例が必要ではないか。)」ということで、こちらは第2回目の協議会後に事務局へいただいた意見です。自治基本条例に表彰について規定している自治体は1町ありました。質問と事務局回答を報告した際には特に委員の皆様からの意見等はありませんでしたが、条例に関する意見ということでこちらに記載しています。

『「自治体の基本権」を前文に入れる等、法律の専門家から見ても高い評価をいただけるような条例になるよう、十分な検討、協議をしてほしい。』、こちらは前回の協議会でいただいた意見です。矢祭町の自治基本条例の前文を併せて紹介いただいております。矢祭町の条例については、今回資料として配付しているとおりです。前文についての意見がありましたので条文に関する意見として仕分けていますが、本協議会での条文検討をする際の要望ということであれば、その他の意見として仕分けても良いかもしれません。

以下の意見等については、条例全体に関することや取組みに対する感想といったニュアンスを含んでいると思われますので、その他の意見としておりますが、これらについても提言書へ記載するかといった視点、また、ここから新たな視点として条例改正のご意見がありましたらお願いします。なお、下3つ、意見の最後に(次回検証時)とある意見については次回の検証の際の参考とさせていただく意見と考えております。また、末尾に(事務局)とある意見については事務局側から出た意見です。提言書には記載しませんが、取り組んでいきたい考えのひとつとして、この資料に記載しています。

続けて、「6月議会 一般質問(自治基本条例に対する提言)」の説明に入ります。

ご存知の方もおられるかもしれませんが、先日の防府市議会6月定例会の一般質問において、防府市 自治基本条例に関する質問がございましたので、質問の要旨と答弁内容について、読み上げさせていた だきます。

# ①【質問要旨】

「地方自治法改正により基本構想策定の義務付けがなくなったので、基本構想と基本計画の策定を条

例で義務付けることが必要ではないですか。」という趣旨の質問に対し、

# 【答弁】

「議員御指摘のとおり、総合計画の基本部分である「基本構想」については、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を経て定めることが義務付けられておりましたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月の法改正により、「基本構想」の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経る手続きの必要性は、市の判断に委ねられることとなりました。

本年、「防府市自治基本条例」の見直しの検討が進められている中、法的根拠の無くなった総合計画の 位置付けについては、庁内関係各所より、どのように扱っていくのかの投げかけがあり、次期総合計画 の策定を見据え、総合政策部内において協議を始めていたところでございます。

本市の総合計画につきましては、既に「防府市自治基本条例」第13条に規定がありますが、自治基本条例に、総合計画の策定義務を規定することで、最も基本となる計画としての位置付けを明確にできることから、「防府市自治基本条例」を改正し、「基本構想」と「基本計画」という区分を設けない形で、市民の皆様に分かりやすい内容とした、本市マスタープランとしての総合計画の策定義務を規定する方向で、現在検討しているところでございます。」

### ②【質問要旨】

「法令遵守」、「公益通報」に関して、自治基本条例の下に、個別条例の制定を検討すべきではないですか。

# 【答弁】

「法令遵守」における、不当要求の部分につきましては、厳格に対処することを目的として、各所属 長を不当要求防止責任者に選任し、不当要求防止責任者講習会を開催するとともに、防府市不当要求行 為等防止対策要綱により、各部局長を中心とした防府市不当要求行為等防止対策委員会を組織して、情 報共有を徹底して行っております。また、不当な働きかけに対しても、防府市職員に対する不当な働き かけに関する取扱要綱により、職員の公正な職務執行を確保するなど、法令等遵守のための組織的な体 制を整備・運用しているところです。

次に、「公益通報」につきましては、公益通報者の保護を図るとともに、職員の法令遵守の意識を高めることを目的として、平成18年4月に防府市職員等公益通報実施要綱を制定し、適法かつ公正な市政運営に努めているところです。法令遵守等に対しましては、全庁が一丸となった実効ある取組と、組織風土の定着が極めて重要であると考えますので、引き続き、これらの取組みを徹底して行ってまいりたいと存じます。

ということで、総合計画の策定義務を自治基本条例の中で規定する改正については、総合計画の担当 課であります総合政策課とも連携して条例改正を行う予定にしております。どちらも委員の方からご意 見がありましたら、後ほどお願いします。

3つ目の質問に関しましては、本協議会の意見を求められておりますので、議員からの質問内容につきまして詳しくご紹介します。

# ③【質問要旨】

「自治基本条例に「倫理」の条文を追加し、市長の政治倫理、職員の公務員倫理に関する個別の条例の 制定を検討すべきではないか。

全国の自治基本条例を見てみると、政治倫理や倫理という言葉が出てきます。市長や議員の政治倫理の向上、あるいは職員の公務員倫理、倫理を保持、高い倫理性、職務にかかる倫理というような形で出てきます。市長や議員については、これまで多くの自治体で政治倫理条例が制定されてきましたし、防府市でも議員の政治倫理条例を2014年(平成26年)に制定いたしました。この際、市長や特別職についての政治倫理条例を制定しても良いのではないかと思います。議会報告会で議員の政治倫理条例制定の報告をした際には、市長の政治倫理条例はどうなっているのかとの質問もありましたが、県内では周南市がすでに市長の政治倫理に関する条例を制定しています。

国家公務員に対しては、すでに1999年(平成11年)に国家公務員倫理法、2000年(平成12年)に国家公務員倫理規定が制定され、これに準じた形で公務員倫理に関する条例が、県内でも下関市、光市で制定されています。自治基本条例に「倫理」の条文を追加し、市長の政治倫理、職員の公務員倫理に関する個別条例の制定を検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。」以上が質問の背景といいますが、議員からの提言となります。

# 【答弁】

市長の政治倫理につきましては、常に開かれた市政、透明性の高い行政運営を念頭に、政治倫理確立のための防府市長の資産等の公開に関する条例の適正な運用、市長交際費の厳正な運用と積極的な公開など、コンプライアンスの確保に努めてまいりました。

また、職員の公務員倫理につきましては、平成13年2月に職員倫理規程を制定し、職務の公正さに 対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、職務に対する市民の信頼の確保に努めて参っ たところでございます。

執行部といたしましては、今後も公正で開かれた市政の発展や市職員の職務に係る倫理の保持に引き 続き努めて参ります。

議員御指摘の市長政治倫理条例の制定や職員倫理規程の条例化につきましても、調査研究して参りたいと存じますのでご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、現在の自治基本条例では、倫理に関連する条文として、第10条から第12条において市長及び職員の役割と責務について規定しております。「倫理」に関する条文の追加につきましては、本年行っております防府市自治基本条例推進協議会の自治基本条例見直し検討の場において、議員御意見の主旨をお示しし、協議会の意見を賜りたいと存じます。

以上が6月市議会定例会での自治基本条例に関する一般質問と答弁です。

最後に紹介した「倫理」条文の追加については答弁において本協議会の意見を求められています。「倫理」の条文を追加すべきかどうか、追加するのであれば併せて追加すべきと考える理由、あるいは条文の追加は必要ないといったご意見等、委員の皆様のお考えがあると思います。

本日の会議で追加するかしないか等の結論を出す必要はありませんが、最終的には協議会としての意見をまとめていただく必要がありますので、次回、各委員の意見をいただきながら、協議会としての結

論が出せればと考えております。

また、先ほども申し上げましたが1つ目、2つ目の質問についても意見ありましたらお願いします。

### 〇委員長

3つ質問があって、1番目の質問は法改正によるものなので執行部のほうで対応されるということですが、こういう条文にした方が良いという要望があれば提言書に入れるということもありえますね。3番目については協議会としての意見が欲しいということでした。2番目の質問については、現在は要綱で対応しているということでしたが、条例と要綱の関係というものについても説明いただければ良いかと思います。

#### 〇事務局

条例というのは、国における法律に相当するものと考えていただければと思います。条例を制定、あるいは改正する際には、市においても議会の議決が必要です。人の権利を制限したり義務を課したりする場合については条例によらなければなりません。また、法律で「条例により」、「条例の定めるところにより」という規定があるものがありますので、そういった場合についても条例を制定しなければなりません。その他にも、色々な条例がありますが、大まかに言えば、市政の根本に関わるような事項や市政全般にわたるような事項を定める場合には基本的には条例によらなければならないと考えています。

その他に防府市が定める法律的なものとして、市長が定める規則というものがあります。国の場合には法律の下に政令があり、その下に省令という三段構造になっていますが、(国は)議院内閣制をとっていますので、政令、省令の前に必ず法律による根拠が必要です。地方自治体の場合は市長も議会も公選ですので、市長も民主的な正当性をもっていることから、条例とは別個に、市長がその権限に属する事項については制定することが出来ます。その限りにおいて、人の権利、義務に関する規定をすることも可能ですが、市HPでも公開しております防府市の例規類集をご覧になられても分かるとおり、条例の施行のための規則が最も多くなっています。その他に、財務規則であるとか庁舎管理規則であるとか、条例とは直接関係のない規則も作ることができます。

もう1つ、こちらは基本的に内部の決め事なのですが、職員の職務事項についての命令事項、職務命令についての一般的、定型的なものをあらかじめ定めたもの(規程)があります。文書取扱規程であるとか、事務決裁規程、職員服務規程、職員倫理規程などがこれにあたります。

それとはまた別個に要綱というものがあり、こちらも執行機関が独自に決めるものですが、行政の個々の執行についての手順であるとか、手続き、基準などを定めたもので、例えば補助金の交付要綱や、審議会・協議会の設置運営要綱などがあります。基本的に要綱というものは、個々の行政執行について具体的に定めたものという格好になります。不当な働きかけに関することですとか、公益通報に関することについても要綱で対応しています。これ(法令遵守、公益通報に関すること)は法律的には条例、規則、規程、要綱いずれで対応しても良いものですが、それを成立させる際の市としての判断で、要綱で定めたところであろうと思います。

# 〇委員長

2番目については要綱で対応しているということですね。3番目については大きな話になってきそう

ですが、今回すぐに意見をと言われても難しいと思いますので、次回以降に議論したいと思います。

# OD委員

3番目の質問に関連して、議会基本条例では倫理に関する規定があるのでしょうか。倫理に関する条文を自治基本条例の中に入れたとして、市長の倫理と、市職員の公務員倫理ということになりますが、議会(議員)の倫理についてもつくられる予定があるのか、あるいは既にあるのでしょうか。

#### 〇事務局

自治基本条例の制定後、議会基本条例という条例が制定されています。この議会基本条例の中に「議員の政治倫理の規範に関する事項については、別に条例で定めます。」という条文があり、その条文に基づいて「議員政治倫理条例」というものを作られました。市長の政治倫理条例については、包括的な者は防府市にはありませんが、法律に基づいた市長の資産公開に関する条例として「政治倫理の確立のための防府市長の資産等の公開に関する条例」が平成7年に施行されています。ただし、それ以外の倫理にもとるようなことをやってはいけないであるとか、それに付随する様々な制度を入れたような条例は防府市ではまだ作っていません。

# 〇委員長

その他、今確認しておきたいことや、意見等ありますか。

# (意見無し)

では、本日の会議はここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

# 〇事務局

日程:8月21日(金)午後6時30分から

場所 : 決定次第、別途通知

会議録 :委員による内容確認の後、市HPで公表